附則第八十八条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十二条第一項第四号中「含む。）が」を「含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が」に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金」に、「同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六」を「その者の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けることができること若しくは同条第四項若しくは第五項」に、「により同法による退職共済年金」を「により同法による遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは第九条（同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、「除く。）」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること（同号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に改め、「昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正後の」を削り、「以下「新地方の施行法」を「第十四号において「地方の施行法」に、「同法附則第二十八条の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「同法附則第二十八条の九に規定する者であつて同条」を「同条第五項に規定する者であつて同項」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に、「同法による退職共済年金」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金」に改め、「できること」の下に「又は同項若しくは同条第五項若しくは第六項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること」を加え、同項第十四号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項若しくは第二項（同法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項若しくは第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定」に改め、「除く。）」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けることができること（同号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること」を削り、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものであつて政令で定めるものに限る。）」に改める。

附則第八十八条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十二条及び第二十七条の改正規定を次のように改める。

附則第二十二条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十八条のうち国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十四条第二項の改正規定中「同条第三項」を「同条第二項」を「第三項」を「第二項」に改める。

附則第百六条のうち、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律目次の改正規定中「第九条」を「第九条の二」に改め、同法第十条を削る改正規定を次のように改める。

第十条を第九条の二とする。

附則第百六条のうち社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第七章第二節の次に一節を加える改正規定（第三十七条に係る部分に限る。）中「者であるもの」の下に「の遺族」を加える。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第百二十六条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち住民基本台帳法別表第一中七十七の七の項を七十七の八の項とし、七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「七十七の七の項を七十七の八の項とし、七十七の六の項」を「七十七の十三の項を七十七の十四の項とし、七十七の十二の項」に、「七十七の七　厚生労働省」を「七十七の十三　厚生労働省」に改める。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条の二　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十六条第三項中「若しくは船員保険法」を「、船員保険法」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第百二十七条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第三項若しくは第四項」に、「若しくは第三十七条の十四第九項」を「、第三十七条の十四第九項」に、「第二十五項」を「第二十六項」に、「所得税法」を「第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の二の三第十四項、所得税法」に改める。